

4月9日(日)は

# 埼玉県議会議員一般選挙

## の投票日です

☎ 選挙管理委員会（役場総務課内） ☎295-2112内線312・313・314

### 投票できる人

平成17年4月10日までに生まれ、令和4年12月30日までに毛呂山町に住民登録をして、引き続き3か月以上住民基本台帳に登録されている人が投票できます。

※投票日までに県外へ転出した人は投票できません。

### 入場券は圧着はがきで郵送されます

1枚のはがきに4人分の入場券が印刷されていますので、各自切り離して、投票の際、本人が持参してください。また、入場券がお手元がない場合は、再発行ができますので、投票所係員に申し出てください（再発行には本人確認書類の提示が必要です）。

### 代理投票と点字投票

字を書くことに不便を感じる人や目の不自由な人は、投票管理者に申し出ることにより、代理投票・点字投票ができますので、投票所係員に申し出てください。なお、投票の秘密は固く守られます。

### 不在者投票について

#### ■ 滞在地での不在者投票

投票日に仕事などで町外に長期滞在する人は、滞在地の市区町村選挙管理委員会で不在者投票ができます。希望する人は、早めに町選挙管理委員会へご連絡ください。

#### ■ 病院などでの不在者投票

入院・入所している病院や施設などが不在者投票のできる施設として指定されている場合は、その施設で不在者投票ができます。詳しくは、入院・入所している施設にお問い合わせください。

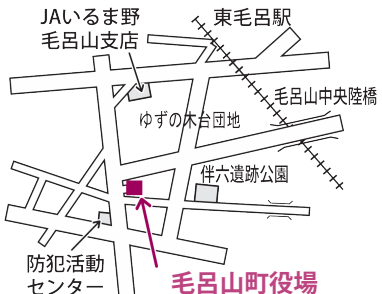
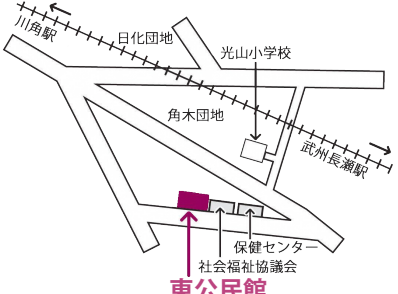
#### ■ 郵便等による不在者投票

下表のような障害があり手帳をお持ちの人、または介護保険の要介護状態区分が「要介護5」の人は、郵便等による不在者投票が認められます。

なお、この制度を利用するためには、事前に町選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。該当する人で、証明書をお持ちでない人は、早めに町選挙管理委員会へご連絡ください。

	障害名	障害の程度
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障害	1・2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	1・3級
	免疫の障害、肝臓の障害	1～3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障害	特別項症～第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	特別項症～第3項症

投票日当日に投票に行けない人は『期日前投票』をご利用ください

期間	4月1日(土)～8日(土)	
場所	①毛呂山町役場204会議室(中央2-1) 	②東公民館会議室1(川角298-1) 
時間	午前8時30分～午後8時	午前9時～午後5時
持ち物	入場券(入場券の裏側の「宣誓書(兼請求書)」を記入したもの)	

**注意点**

- ・投票所ごとに投票できる時間が異なるので注意してください。
- ・投票日当日(9日)は入場券に記載されている投票所で投票できます。

<有権者の皆さんの投票環境の整備や利便性向上のため、期日前投票所を2か所設置します>

①か②のどちらか利用しやすい期日前投票所をご利用ください。また、期日前投票所を利用する人は、入場券の裏側の「宣誓書(兼請求書)」をあらかじめ記入してからお越しください。

**開票は即日行います**

- **開票日時** 4月9日(日) 午後9時から
- **開票会場** 毛呂山町役場2階 201・202会議室
- **参観人定員** 30人(受付/午後8時30分から)

**開票速報サービス**

毛呂山町内の開票状況を毛呂山町ホームページでお知らせします。

- **日時** 4月9日(日) 午後10時頃から
- **内容** 立候補者の得票数と開票率

開票状況は、毛呂山町の選挙人名簿に登載されている人であれば、参観できます。  
参観を希望する人は開票会場までお越しください。



**毛呂山町長選挙および毛呂山町議会議員一般選挙について**

**告示日 4月18日(火)**

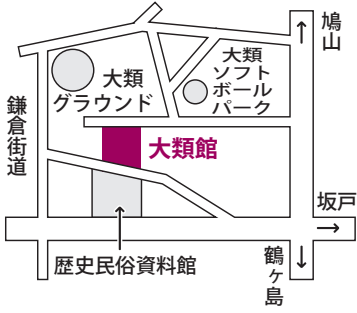
**投票日 4月23日(日)**

毛呂山町長選挙および毛呂山町議会議員一般選挙の詳細は、広報もろやま 4月1日号でお知らせします。

**毛呂山町長選挙および毛呂山町議会議員一般選挙立候補予定者説明会**

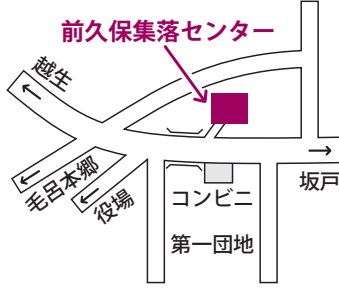
- **日時** 3月22日(水) 午後1時30分から
- **場所** 役場2階201会議室

# 投票所



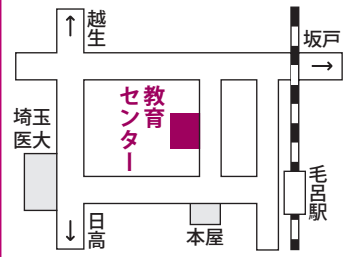
玉林寺・苦林・大類・西大久保

第10投票所  
大類館



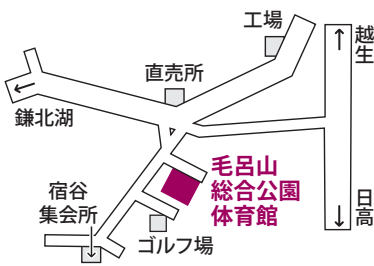
前久保・沢田・岡本団地・第七団地・育心寮前久保

第6投票所  
前久保集落センター



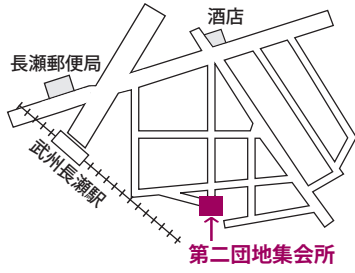
毛呂本郷・滝ノ入・阿諏訪・埼玉医大・毛呂病院

第1投票所  
教育センター



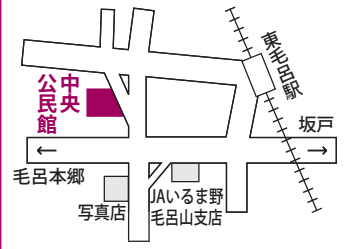
大谷木・葛貫・権現堂・宿谷

第11投票所  
毛呂山総合公園体育館



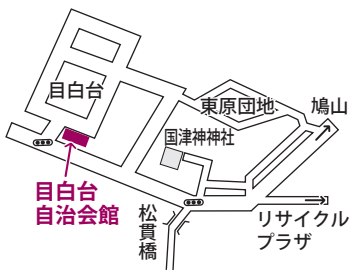
第二団地全区・第五団地・西原団地

第7投票所  
第二団地集会所



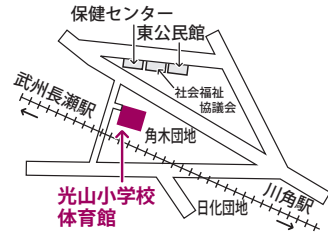
平山・平山ニュータウン・大師二区・総庭団地・シャルマンコーポ毛呂山自治会

第2投票所  
中央公民館



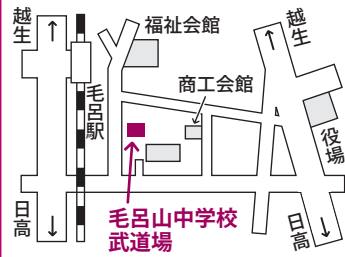
箕和田・西戸・東原団地・目白台

第12投票所  
目白台自治会館



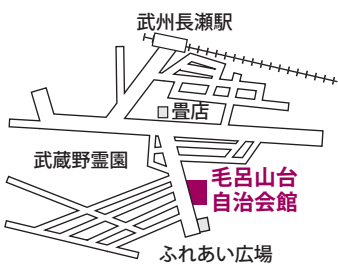
旭台・旭台団地（北・南）・旭台（大）・学園台団地・日化団地・角木団地・悠久園

第8投票所  
光山小学校体育館



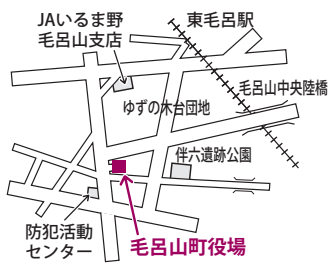
小田谷・ジョイム毛呂山・長瀬一区・大師一区

第3投票所  
毛呂山中学校武道場



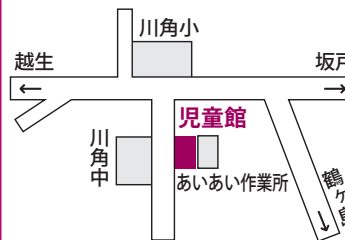
毛呂山台・日生団地・第六団地・第十三団地・第九団地・谷端団地

第9投票所  
毛呂山台自治会館



長瀬二区・長瀬三区・第四団地・いわい団地・ゆずの木台

第13投票所  
毛呂山町役場



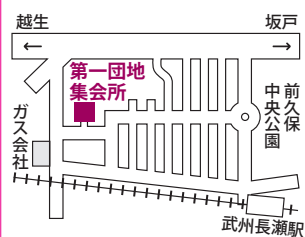
川角・市場・下川原・育心寮川角・光風寮

第4投票所  
児童館

## 新型コロナウイルス感染症により療養されている人は「特例郵便投票」ができます

一定の要件に該当する人は、療養先の宿泊施設や自宅で郵便により投票することができます。事前に投票用紙等の請求が必要ですので、希望する人はお早めに町選挙管理委員会までお問い合わせください。

※濃厚接触者は対象外です。



第一団地全区・第三団地・むさし野自治会・新南台自治会・双葉団地

第5投票所  
第一団地集会所



## 毎月第1土曜日は役場窓口業務（一部）を行っています

毎月第1土曜日の午前中に役場を一部開庁し、窓口業務を行っています。ぜひご利用ください。

### ▶開庁日

毎月第1土曜日（下表のとおり）

年 月	開庁予定日
令和5年4月	4月1日（土）
5月	5月13日（土）※
6月	6月3日（土）
7月	7月1日（土）
8月	8月5日（土）
9月	9月2日（土）
10月	10月7日（土）
11月	11月4日（土）
12月	12月2日（土）
令和6年1月	1月6日（土）
2月	2月3日（土）
3月	3月2日（土）

※5月は電算システムメンテナンスのため、第2週に変更します。

▶開庁時間 午前8時30分から正午

▶開庁場所 役場1階 高齢者支援課（医療保険料係）、住民課（戸籍住民係）、税務課（納税係）

### ■土曜開庁窓口の一部終了について

福祉課（地域福祉係、障害福祉係）、住民課国保年金係、税務課町民税課税係の窓口は利用状況などを踏まえて検討した結果、令和4年度（3月4日（土））で終了します。

### ■土曜開庁では行えない業務

国、県、他市町村などに確認が必要な業務は、確認先の施設が休業のため、取扱いできません。  
例）住所に関するお届け（転入・転出・転居）など。  
なお、納税などの相談には時間がかかりますので、開庁日の前日までにご連絡ください。

### ■電話でのお問い合わせには折り返し回答します

土曜開庁の時間帯は、窓口業務を優先して対応しません。担当窓口への電話は、一度日直が用件を伺い、その後、担当から折り返しご連絡します。

### ■便利な各種証明書のコンビニ交付や電子申請・届出サービスをご利用ください

マイナンバーカードを利用した各種証明書のコンビニ交付サービスや、埼玉県市町村電子申請共同システムを利用した電子申請・届出サービスがご利用いただけます。詳しくは町ホームページなどでご確認ください。

▶問合せ 役場総務課 ☎295-2112③310



## マイナンバーカード専用 休日窓口を開設します

役場住民課で行っていましたが専用休日窓口を3月および4月も開設します。ぜひご利用ください！

「マイナンバーカード専用窓口」となりますので、他の業務（住所の異動・証明発行・戸籍関係等）は行いませんので、ご注意ください。

▶開設日時 3月26日（日） 午前8時30分～正午  
4月16日（日） 午前8時30分～正午

▶問合せ 役場住民課戸籍住民係  
☎295-2112③132・133



## 福社会館の指定管理者が 決定しました

令和5年4月1日から下記の指定管理者が福社会館の管理運営を行います。

指定管理者制度は、公の施設の管理に民間事業者の活力や能力を生かし、住民サービスの更なる向上と経費節減などを図ることを目的としています。

○施設の名称 毛呂山町福社会館（ウィズもろやま）

○指定管理者に指定した団体 株式会社サンワックス

○指定期間 令和5年4月1日～令和8年3月31日  
(3年間)

▶問合せ 毛呂山町福社会館 ☎295-3111